

公 告

関税法第69条第1項の規定に基づき、輸出入貨物の検査場所として、下記の場所について平成30年4月4日から指定するので公告する。

記

所在地及び名称

宮崎県宮崎市大字赤江297所在宮崎空港ビル2階国際線出発口
保安検査場（輸出貨物に限る。）

平成30年4月4日

細島税関支署長 北 島 伸 彦